

五島振興局専決許可 ー移行公示ー

旧制度の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
手繰第2種自家用餌料びき網漁業	小型機船底びき網漁業	手繰第2種自家用餌料びき網漁業 (福江地区)	共同漁業権五共第22号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第2種自家用餌料びき網漁業 (黒瀬地区)	共同漁業権五共第27号の区域のうち次の各直線で囲まれた区域。 (1) ゴベ曾根西端から富江町トマ瀬北端を見渡す直線。 (2) ゴベ曾根南端から180度の直線。 (3) 富江町黒瀬字松葉瀬(黒瀬側より2番目の堀切)と小鯨瀬東端をむすぶ直線。 (4) 共同漁業権五共第27号と共同漁業権五共第28号の境界線。 共同漁業権五共第27号の区域のうち次の各直線で囲まれた区域。 (1) ゴベ曾根西端から富江町トマ瀬北端を見渡す直線。 (2) 富江町長峰荒瀬から180度の直線。 (3) 富江町黒瀬字松葉瀬(黒瀬側より2番目の堀切)と小鯨瀬東端をむすぶ直線。 (4) 共同漁業権五共第27号と共同漁業権五共第28号の境界線。	(左記上段の区域) 2月1日から5月31日まで (左記下段の区域) 6月1日から6月30日まで	定めなし	15トン未満	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第2種自家用餌料びき網漁業 (奥浦地区)	共同漁業権五共第21号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第2種自家用餌料びき網漁業 (上五島地区)	共同漁業権五共第16号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	15トン未満	長崎県南松浦郡新上五島町網上郷、奈摩郷、青方郷、船崎郷、相河郷、三日ノ浦郷、今里郷、道士井郷、続浜ノ浦郷、飯ノ瀬戸郷に住所を有する者	対象とする	対象とする

五島振興局専決許可 - 移行公示 -

旧制度の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
あじ、いわし、きびな棒受網	敷網	あじ、いわし、きびな棒受網漁業（奈留地区）	共同漁業権五共第18号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	10t以下	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
きびなさし網漁業	さし網漁業	きびなさし網漁業（福江、丸福地区）	共同漁業権五共第22号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		きびなさし網漁業（赤島地区）	共同漁業権五共第25号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		きびなさし網漁業（大浜地区）	共同漁業権五共第24号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		きびなさし網漁業（奥浦地区）	共同漁業権五共第21号の区域。ただし次の区域を除く。 （1）1と4、2と3を結んだ各直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。 （2）5、6を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点 1 五島市奥浦町堂崎東端 2 同市同町旧慈恵院下 3 同市平蔵町浜泊ドロクレ松 4 同市同町樫ノ浦漁港外側防波堤突端 5 同市同町割ノ小島南端 6 同市同町蛸瀬	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		きびなさし網漁業（崎山、長手地区）	共同漁業権五共第23号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		きびなさし網漁業（久賀島地区）	共同漁業権五共第20号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		きびなさし網漁業（椛島地区）	共同漁業権五共第19号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		きびなさし網漁業（富江、黒瀬地区）	共同漁業権五共第27号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		きびなさし網漁業（玉之浦、大宝地区）	共同漁業権五共第28号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
きびなさし網漁業（岐宿地区）	共同漁業権五共第31、32号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする		

五島振興局専決許可 - 移行公示 -

旧制度の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
きびななし網漁業	さし網漁業	きびななし網漁業 (奈留地区)	共同漁業権五共第18号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		きびななし網漁業 (浜串地区)	共同漁業権五共第9、34、35号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷、奈良尾郷に住所を有する者	対象とする	対象とする
		きびななし網漁業 (若松町中央地区)	(1) 共同漁業権五共第12号の区域のうち昼ノ浦鼻より浜ノ浦境界に至る地先及び大道土井真浦より一ツ瀬に至る地先並びに中島、下中島とカズラ島東半島を含む地先。 (2) 共同漁業権五共第13号の区域。	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町に住所を有する者	対象とする	対象とする
		きびななし網漁業 (神部地区)	共同漁業権五共第12号の区域のうち石司船掛鼻から田ノ小島とヘボ島を含む大道土井真浦までと中島とカズラ島に至る西半島及び片瀬を含む地先、並びに奈良尾郷棹崎境界より昼ノ浦鼻までの地先。	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷のうち神部地区及び土井ノ浦地区、桐古里郷のうち佐尾地区に住所を有する者	対象とする	対象とする
		きびななし網漁業 (若松地区)	共同漁業権五共第17号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町に住所を有する者	対象とする	対象とする
		きびななし網漁業 (上五島、飯ノ瀬戸地区)	共同漁業権五共第14、15、16号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町網上郷、奈摩郷、青方郷、船崎郷、相河郷、三日ノ浦郷、今里郷、道士井郷、続浜ノ浦郷、飯ノ瀬戸郷に住所を有する者	対象とする	対象とする
		きびななし網漁業 (北魚目、北魚目第一地区)	共同漁業権五共第1号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町に住所を有する者	対象とする	対象とする
		きびななし網漁業 (有川地区)	共同漁業権五共第4号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町有川郷、小河原郷、七目郷に住所を有する者	対象とする	対象とする
		きびななし網漁業 (太田地区)	共同漁業権五共第6、7号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町太田郷に住所を有する者	対象とする	対象とする
		きびななし網漁業 (阿瀬津、鯛之浦、神ノ浦地区)	共同漁業権五共第8号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町阿瀬津郷、鯛ノ浦郷、東神ノ浦郷に住所を有する者	対象とする	対象とする

五島振興局専決許可 ー移行公示ー

旧制度の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
ばらまきさし網漁業	さし網漁業	ばらまきさし網漁業 (富江地区)	<p>共同漁業権五共第27号の区域のうち次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、チ、9の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 五島市富江町と同市増田町との最高高潮時海岸線における境界 2. 同市小泊町カスラカスラ鼻南西端 3. 同市富江町黒島カレホコ鼻東端 4. 同市同町黒島ビシャゴ鼻標識 5. 同市同町岳笠山崎南端 6. 同市同町黒瀬鯨瀬頂上 7. 同市玉之浦町大宝小美郎島南端 8. 同市富江町黒瀬小鯨瀬東端 9. 同市同町黒瀬松葉瀬 <p>点</p> <ol style="list-style-type: none"> イ. 1から136度 1,000メートルのところ ロ. 3と2を結んだ直線上で3から1,700メートルのところ ハ. 3から90度 1,000メートルのところ ニ. 4から90度 1,000メートルのところ ホ. 5から180度 1,000メートルのところ ヘ. 6から180度 1,000メートルのところ ト. 7から90度 1,500メートルのところ チ. 基点8と9を結んだ直線の延長線と点へとトを結んだ線との交点 	10月10日から 11月15日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする

五島振興局専決許可 - 移行公示 -

旧制度の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
あわび、さざえ、なまこ、とさかのり潜水器漁業	潜水器漁業	あわび、さざえ、なまこ、とさかのり潜水器漁業（若松第一地区）	<p>共同漁業権五共第17号の区域のうち、次の1、イ、ロ、ハ、（ヲ）、（又）、（ル）、（リ）、（13）の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時における海岸線によって囲まれた区域。</p> <p>基点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新上五島町若松郷と同町間伏郷との最高高潮時海岸線における境界 2. 五島市奈留町泊ヶブタ瀬頂上 3. 新上五島町間伏郷赤瀬頂上 <p>（12）. 同町有福郷馬込北崎先端 （13）. 同町榊ノ浦郷大崎鼻先端 （14）. 同町漁生浦郷権現崎先端 （15）. 同町有福郷馬込南崎南東端 （16）. 同町漁生浦郷エアジロ（ヒギレ付根）西端 （17）. 五島市奈留町泊倉助鼻先端</p> <p>点</p> <ol style="list-style-type: none"> イ. 1から200度2,000mのところ ロ. 2から90度500mのところ ハ. 3から270度1,000mのところ <p>（リ）. （14）から0度275mのところ （又）. （15）と（16）を結んだ直線の中央点 （ル）. （12）から73度30分150mのところ （ヲ）. （又）と（17）を結んだ直線と五共第17号及び五共第18号の境界線との交点</p>	あわび、さざえ 6月1日から10月31日まで 12月21日から5月31日まで なまこ 12月21日から3月31日まで とさかのり 6月1日から7月31日まで 4月1日から5月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町に住所を有する者	対象としない	対象としない

五島振興局専決許可 ー移行公示ー

旧制度の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
あわび、さざえ、なまこ、とさかのり潜水器漁業	潜水器漁業	あわび、さざえ、なまこ、とさかのり潜水器漁業（若松西部地区）	共同漁業権五共第17号の区域のうち、次の（13）、（リ）、（ル）、（ヌ）、（ウ）、ニ、ホ、ハ、ト、チ、10、の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時における海岸線によって囲まれた区域。 基点 4. 新上五島町有福郷ヒラ瀬頂上 5. 五島市奈留町大串カズラ島ビヤドウ鼻北東方トビ瀬頂上 6. 新上五島町有福郷イノクラ鼻トビ瀬頂上 7. 同町有福郷ビヤン首トビ瀬頂上 8. 同町日島郷ヒゼン瀬頂上 9. 同町榑ノ浦郷一ツ瀬頂上 10. 同町西神ノ浦郷と同町榑ノ浦郷との最高高潮時海岸線における境界 11. 同町飯ノ瀬戸郷串島野首鼻崎南端 12. 同町飯ノ瀬戸郷串島ビヤゴ鼻西方トビ瀬頂上 (12). 同町有福郷馬込北崎先端 (13). 同町榑ノ浦郷大崎鼻先端 (14). 同町漁生浦郷権現崎先端 (15). 同町有福郷馬込南崎南東端 (16). 同町漁生浦郷エアジロ（ヒギレ付根）西端 (17). 五島市奈留町泊倉助鼻先端 点 二. 4と5を結ぶ直線の中央点 ホ. 6から270度1,000mのところ ハ. 7から0度1,000mのところ ト. 8と12を結んだ直線の中央点 チ. 9と11を結んだ直線の中央点 (リ). (14)から0度275mのところ (ヌ). (15)と(16)を結んだ直線の中央点 (ル). (12)から73度30分150mのところ (ウ). (ヌ)と(17)を結んだ直線と五共第17号及び五共第18号の境界線との交点	あわび、さざえ 6月1日から10月31日まで 12月21日から5月31日まで なまこ 12月21日から3月31日まで とさかのり 6月1日から7月31日まで 4月1日から5月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町に住所を有する者	対象としない	対象としない
あわび、さざえ、なまこ、にな潜水器漁業		あわび、さざえ、なまこ、にな潜水器漁業（上五島地区）	共同漁業権五共第14号、15号、16号の区域のうち、以下の3項の区域を除いた区域。 (1) 干潮時において、水深5m未満の区域。 (2) 金剛崎と折島南端を結ぶ線、折島北端からタロミ瀬及び横崎鼻までを結ぶ最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。 (3) 矢堅ノ鼻北端と新上五島町奈摩郷と同町曾根郷との最高高潮時海岸線における境界を結ぶ線と、最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。	あわび、さざえ、にな 8月1日から10月31日まで、12月21日から5月31日まで なまこ 12月21日から3月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町網上郷、奈摩郷、青方郷、船崎郷、相河郷、三日ノ浦郷、今里郷、道士井郷、続浜ノ浦郷、飯ノ瀬戸郷に住所を有する者	対象としない	対象としない
		あわび、さざえ、なまこ、にな潜水器漁業（浜串地区）	共同漁業権五共第9号、34号、35号の区域	あわび、さざえ、にな 8月1日から10月31日まで 12月21日から5月31日まで なまこ 12月21日から3月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町に住所を有する者	対象としない	対象としない

五島振興局専決許可 ー移行公示ー

旧制度の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
めじな追込網漁業	追込網漁業	めじな追込網漁業 (男女群島)	共同漁業権五共第33号の区域	6月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
ぶり建網漁業	固定式さし網漁業	ぶり建網漁業(玉之浦地区)	共同漁業権五共第28号の区域のうち、次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んだ各直線によって囲まれた区域。 基点 1 五島市玉之浦町玉之浦真浦大瀬崎灯台 点 イ 1から180度100メートルのところ 点 ロ イから90度100メートルのところ 点 ハ 1から90度100メートルのところ	12月1日から6月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
うちわえびさし網		うちわえびさし網漁業	次の各点を順次結んだ各直線により囲まれた区域とする(世界測地系)。 点 イ 北緯32度33分12秒、東経128度39分52秒 点 ロ 北緯32度30分12秒、東経128度39分52秒 点 ハ 北緯32度30分12秒、東経128度49分52秒 点 ニ 北緯32度33分12秒、東経128度49分52秒	10月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市長手町、上崎山町、向町、下崎山町、小泊町、浜町、増田町、野々切町のうち旧字大窄地区、富江町に住所を有する者	対象とする	対象とする
三重さし網漁業		三重さし網漁業(有川湾東部海域)	次の基点1, 2を結んだ直線及び基点7と点イを結んだ直線の以東の海域と、基点2, 5を結んだ直線及び基点7と点ロを結んだ直線の以西の海域のうち、基点6と点ロを結んだ直線と、点イ以東の基点3, 4を結ぶ延長線の以南の海域を除く五島海区とする。 ただし、共同漁業権漁場を除く。 基点 1 北松浦郡小値賀町野崎島御山々頂 2 西海市崎戸町相崎灯台 3 南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷南平瀬 4 南松浦郡新上五島町相ノ島南端 5 南松浦郡新上五島町友住郷頭島石切鼻 6 南松浦郡新上五島町岩瀬浦郷福見鼻南端 7 西海市崎戸町平島南東端 点 イ 7から真方位180度の線と、基点3と4を結ぶ延長線のとの交点 ロ 6から真方位90度の線と、7から真方位180度の線との交点	8月21日から5月20日まで	定めなし	5t未満	長崎県南松浦郡新上五島町に住所を有する者	対象とする	対象とする

五島振興局専決許可 ー移行公示ー

旧制度の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
三重さし網漁業	固定式さし網漁業	三重さし網 (センバイ瀬漁場)	次の点イ、ロ、ハ、ニを順次結んでイに至る直線によって囲まれた区域 基点 1 五島市向町魚振崎突端 2 五島市伊福貴町番岳頂上 3 五島市赤島町赤島頂上 4 五島市向町大立島頂上 点 イ 基点1から真方位90°の線と共同漁業権五共第23号の線との交点 ロ 基点1、イを結ぶ延長線と基点2、3を結ぶ線との交点 ハ 基点4より真方位90°の線と基点2、3を結ぶ線との交点 ニ 基点4、ハを結ぶ線と共同漁業権第23号の線との交点	8月21日から5月20日まで	定めなし	5t未満	長崎県五島市上崎山町、下崎山町、向町に住所を有する者	対象とする	対象とする

五島振興局専決許可 ー移行公示ー

旧制度の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
はえなわ式雑魚かご漁業	かご漁業	はえなわ式雑魚かご漁業（長手地区）	共同漁業権五共第23号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		はえなわ式雑魚かご漁業（北魚目、北魚目第一地区）	共同漁業権五共第1号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町に住所を有する者	対象とする	対象とする
		はえなわ式雑魚かご漁業（玉之浦、大宝地区含む五島海区）	五島海区（昭和25年農林省告示第129号に定める海域）。ただし、共同漁業権五共第28号以外の共同漁業権漁場を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		はえなわ式雑魚かご漁業（三井楽地区含む五島海区）	五島海区（昭和25年農林省告示第129号に定める海域）。ただし、共同漁業権五共第30号以外の共同漁業権漁場を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		はえなわ式雑魚かご漁業（岐宿地区含む五島海区）	五島海区（昭和25年農林省告示第129号に定める海域）。ただし、共同漁業権五共第31号及び32号以外の共同漁業権漁場を除く。	1月1日から12月31日まで ただし、共同漁業権内は5月21日から8月20日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		はえなわ式雑魚かご漁業（五島海区）	五島海区（昭和25年農林省告示第129号に定める海域）。ただし共同漁業権漁場を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町及び五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
はえなわ式ふぐかご漁業		はえなわ式ふぐかご漁業（岐宿地区含む五島海区）	五島海区（昭和25年農林省告示第129号に定める海域）。ただし、共同漁業権五共第31号及び32号以外の共同漁業権漁場を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
はえなわ式うつぼかご漁業		はえなわ式うつぼかご漁業（椀島地区）	共同漁業権五共第19号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		はえなわ式うつぼかご漁業（崎山地区）	共同漁業権五共第23号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		はえなわ式うつぼかご漁業（三井楽地区）	共同漁業権五共第30号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする

五島振興局専決許可 ー移行公示ー

旧制度の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
立縄式雑魚かご漁業	かご漁業	立縄式雑魚かご漁業（若松地区）	共同漁業権五共第17号の区域 ただし、最高高潮時海岸線から20メートル以内の区域。	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町に住所を有する者	対象とする	対象とする
		立縄式雑魚かご漁業（岩瀬浦地区）	共同漁業権五共第34号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町に住所を有する者	対象とする	対象とする
		立縄式雑魚かご漁業（奈良尾地区）	共同漁業権五共第35号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町に住所を有する者	対象とする	対象とする
はえなわ式ばいかご漁業		はえなわ式ばいかご漁業（富江地区）	共同漁業権五共第27号の区域のうち次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、チ、9の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点1. 五島市富江町と同市増田町との最高高潮時海岸線における境界 2. 同市小泊町カスラカスラ鼻南西端 3. 同市富江町黒島カレホコ鼻東端 4. 同市同町黒島ビシャゴ鼻標識 5. 同市同町岳笠山崎南端 6. 同市同町黒瀬鯨瀬頂上 7. 同市玉之浦町大宝小美郎島南端 8. 同市富江町黒瀬小鯨瀬東端 9. 同市同町黒瀬松葉瀬 点 イ. 1から136度 1, 000メートルのところ ロ. 3と2を結んだ直線上で3から1, 700メートルのところ ハ. 3から90度 1, 000メートルのところ ニ. 4から90度 1, 000メートルのところ ホ. 5から180度 1, 000メートルのところ ヘ. 6から180度 1, 000メートルのところ ト. 7から90度 1, 500メートルのところ チ. 基点8と9を結んだ直線の延長線と点へとトを結んだ線との交点	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする

五島振興局専決許可 ー移行公示ー

旧制度の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
はえなわ式あなご、ぬたうなぎかご漁業	かご漁業	はえなわ式あなご、ぬたうなぎかご漁業（A海域）	五島海区（昭和25年農林水産省告示第129号に定める海域）。ただし、北緯32度30分00秒（世界測地系）以南の海域及び共同漁業権漁場を除く。	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町及び五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		はえなわ式あなご、ぬたうなぎかご漁業（B海域）	当漁業の操業区域は、次のとおりとする（世界測地系）。 漁場① 点 イ 北緯32度28分00秒 東経128度30分00秒 ロ 北緯32度20分00秒 東経128度40分00秒 ハ 北緯32度20分00秒 東経128度30分00秒 区域 イ、ロ、ハを順次結んでイに至る直線で囲まれた海域 漁場② 点 ニ 北緯32度12分00秒 東経129度00分00秒 ホ 北緯31度40分00秒 東経129度00分00秒 ヘ 北緯31度40分00秒 東経128度30分00秒 ト 北緯31度50分00秒 東経128度30分00秒 チ 北緯32度00分00秒 東経128度40分00秒 リ 北緯32度12分00秒 東経128度40分00秒 区域 ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リを順次結んでニに至る直線で囲まれた海域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町及び五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする

五島振興局専決許可 ー移行公示ー

旧制度の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
雑魚地びき網漁業	地びき網漁業	雑魚地びき網漁業 (大浜地区)	共同漁業権五共第24号の区域のうち、次の区域。 (1) 香珠子地先(御手洗崎とクノキ瀬を結んだ直線とヤスエババ突端から真方位90度の直線で囲まれた内側海域) (2) 浜地先(小泊防波堤先端と御手洗崎を結んだ直線より内側海域)	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象としない	対象としない
みずいか地びき網漁業		雑魚地びき網漁業 (奈留地区)	共同漁業権五共第18号の区域	6月1日から4月30日まで	定めなし	定めなし	長崎県五島市に住所を有する者	対象としない	対象としない
とびうお2そうびき船びき網漁業	機船船びき網漁業	とびうお2そうびき船びき網漁業(新魚目地区)	南松浦郡新上五島町似首郷平瀬鼻と同郡同町友住郷亀ヶ浦鼻とを結ぶ直線より北側の有川湾(南松浦郡新上五島町頭島東北端から同町前島を経て同町津和崎に至る線内の海面をいう。)の区域。 ただし、共同漁業権五共第2、5号の区域及び次の(A)の区域を除いた共同漁業権五共第1号の区域を除く。 (A)の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ各直線によって囲まれた区域 基点1. 南松浦郡新上五島町小串郷馬込鼻東端 2. 同郡同町同郷小串鼻東端 3. 同郡同町似首郷平瀬鼻 4. 同郡同町赤尾郷野案中島北端 5. 同郡同町同郷野案中島西端上の鼻 6. 同郡同町友住郷頭島南西端 点イ. 1と4を結んだ直線上1から1,400メートルのところ ロ. 2と6を結んだ直線上2から1,200メートルのところ ハ. 3と5を結んだ直線上3から1,400メートルのところ ニ. 3と5を結んだ直線上3から3,000メートルのところ ホ. 1と4を結んだ直線上1から2,150メートルのところ	8月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷、榎津郷、丸尾郷、似首郷、小串郷、曾根郷、立串郷、津和崎郷に住所を有する者	対象とする	対象とする
		とびうお2そうびき船びき網漁業(有川地区)	南松浦郡新上五島町似首郷平瀬鼻と同郡同町友住郷亀ヶ浦鼻とを結ぶ直線より北側の有川湾(南松浦郡新上五島町頭島東北端から同町前島を経て同町津和崎に至る線内の海面をいう。)の区域。 ただし、共同漁業権漁場を除く。	8月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町有川郷、小河原郷、七目郷、赤尾郷、友住郷、江ノ浜郷、太田郷、阿瀬津郷、鯛ノ浦郷、東神ノ浦郷に住所を有する者	対象とする	対象とする

五島振興局専決許可 ー移行公示ー

旧制度の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
さんご漁業	さんご漁業	さんご漁業	北緯33度00分12秒以南、東経129度12分52秒以西の長崎県海域とする。 ただし、次の各号に掲げる区域を除く。 (1) 共同漁業権五共第33号の区域。 (2) 次のア、イ、ウ、エ、オの各線によって囲まれた区域 ア 北緯32度40分12秒、東経128度22分22秒の点と、 北緯33度00分12秒、東経128度29分52秒の点を結んだ線。 イ 北緯33度00分12秒、東経128度29分52秒の点と、 北緯33度00分12秒、東経129度12分52秒の点を結んだ線。 ウ 北緯33度00分12秒、東経129度12分52秒の点と、 北緯32度25分12秒、東経129度12分52秒の点を結んだ線。 エ 北緯32度25分12秒、東経129度12分52秒の点と、 北緯32度25分12秒、東経128度32分04秒の点を結んだ線。 オ 北緯32度25分12秒、東経128度32分04秒の点から、 北緯32度40分12秒、東経128度22分22秒の点に至る 長崎県五島市玉之浦町大瀬崎南西端から距岸12海里の線。	1月1日から12月31日	定めなし	20t未満	長崎県南松浦郡新上五島町及び五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする
はえなわ式つぼ漁業	たこつぼ漁業	はえなわ式つぼ漁業	五島海区（昭和25年農林省告示第129号に定める海域）とする。 ただし、共同漁業権漁場を除く。	4月1日から8月31日まで	定めなし	定めなし	長崎県南松浦郡新上五島町及び五島市に住所を有する者	対象とする	対象とする

五島振興局専決許可 移行公示

旧制度の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
—	なまこ漁業	なまこ漁業（福江地区）	次の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた福江港内。 基点 1 五島市松山町戸楽石切鼻南側海岸中鼻標識A号 2 同市下大津町くされ水海岸標識B号 点 イ 1から125度30分85メートルのところ ロ 1から93度108メートルのところ ハ 1から126度407メートルのところ ニ 1から123度562メートルのところ ホ 1から122度30分697メートルのところ ヘ 1から117度30分776メートルのところ ト 1から116度842メートルのところ チ 1から133度958メートルのところ リ 1から138度30分1,122メートルのところ ヌ 1から135度45分1,152メートルのところ ル 2から2度30分920メートルのところ ヲ 2から358度905メートルのところ ワ 2から359度820メートルのところ カ 2から0度30分783メートルのところ コ 2から3度30分604メートルのところ タ 2から10度15分83メートルのところ	11月1日から3月31日まで	定めなし	定めなし	五島市松山町、大荒町、木場町、吉久木町、籠淵町、新港町、福江町、江川町、栄町、東浜町1丁目、東浜町2丁目、東浜町3丁目、末広町、中央町、池田町、紺屋町、幸町、錦町、武家屋敷1丁目、武家屋敷2丁目、武家屋敷3丁目、上大津町、下大津町、三尾野1丁目、三尾野2丁目、三尾野3丁目、大円寺町、坂の上1丁目、三尾野町、吉田町に住所を有する者	対象としない	対象としない

五島振興局専決許可 ー移行公示ー

旧制度の許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
—	あわび漁業	あわび漁業（福江地区）	次の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた福江港内。 基点 1 五島市松山町戸楽石切鼻南側海岸中鼻標識A号 2 同市下大津町くされ水海岸標識B号 点 イ 1から125度30分85メートルのところ ロ 1から93度108メートルのところ ハ 1から126度407メートルのところ ニ 1から123度562メートルのところ ホ 1から122度30分697メートルのところ ヘ 1から117度30分776メートルのところ ト 1から116度842メートルのところ チ 1から133度958メートルのところ リ 1から138度30分1,122メートルのところ ヌ 1から135度45分1,152メートルのところ ル 2から2度30分920メートルのところ ヲ 2から358度905メートルのところ ワ 2から359度820メートルのところ カ 2から0度30分783メートルのところ コ 2から3度30分604メートルのところ タ 2から10度15分83メートルのところ	12月21日から 10月31日まで	定めなし	定めなし	五島市松山町、大荒町、木場町、吉久木町、籠淵町、新港町、福江町、江川町、栄町、東浜町1丁目、東浜町2丁目、東浜町3丁目、末広町、中央町、池田町、紺屋町、幸町、錦町、武家屋敷1丁目、武家屋敷2丁目、武家屋敷3丁目、上大津町、下大津町、三尾野1丁目、三尾野2丁目、三尾野3丁目、大円寺町、坂の上1丁目、三尾野町、吉田町に住所を有する者	対象としない	対象としない